

■前払式支払手段の名称

サミットカード

■発行者の名称

サミット株式会社

■チャージ限度額

チャージ上限額は 50,000 円です。

■有効期限

最終のご利用又はご入金日から 5 年間となります。有効期限を経過した後は、残高の有無に関わらず無効となり、残高の払い戻しはいたしません。

■ご相談窓口

〒168-8686 東京都杉並区永福 3-57-14

フリーダイヤル：0120-975-336

(土日祝除く 10:00 ~ 17:00 受付)

■使用することのできる施設又は場所

サミットストア各店、コルモピア各店でご利用可能です。

■利用上の注意

- (1) 換金、返金、払い戻しはできません。
- (2) 折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけないでください。
- (3) カードの紛失・盗難などによって失われたポイント及び電子マネー残高について、当社は一切その責任を負いません。

■電子マネー残高を確認する方法

レシートに印字される他、チャージ機、専用サイト等でご確認いただけます。

■利用規約

サミットカード会員規約は[こちらから](#)ご確認ください。

■利用者資金の保全方法について

- (1) 資金決済に関する法律 14 条 1 項の規定の趣旨
前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資金保全することが義務付けられています。
- (2) 資金決済に関する法律 31 条 1 項に規定する権利の内容
万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金の範囲内において、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
- (3) 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別
当社の利用者資金の保全方法は、次のとおりです。
 - ・ 金銭による供託
 - ・ 発行保証金保全契約
- (4) 発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称
 - ・ 日本割賦保証株式会社

■不正取引により発生した損失の補償等の対応方針について

当社は、前払式支払手段の不正取引（前払式支払手段の保有者の意思に反して権限を有しない第三者の指図により行われた前払式支払手段の利用を指します）により、前払式支払手段の保有者に生じた損失について、利用規約又は法令に基づき当社が責任を負う場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

■不正取引の公表基準について

当社は、不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。